

# 第63回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年5月25日(木曜日)  
午前10時 (午前9時開場)

## 開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号  
当社本社 9階会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 議決権行使期限

2023年5月24日(水曜日)  
営業時間終了時(午後5時30分) まで

## 目次

第63回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	29
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告書	49

## 決議事項

- <会社提案 (第1号議案から第3号議案まで)>
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- <株主提案 (第4号議案から第10号議案まで)>
- 第4号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件
  - 第5号議案 剰余金を処分する件
  - 第6号議案 政策保有株式に係る定款変更の件
  - 第7号議案 取締役会の議長に係る定款変更の件
  - 第8号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件
  - 第9号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件
  - 第10号議案 PBR1倍以上を目指す計画の策定及び開示に係る定款変更の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

株主各位

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号

株式会社 **ワキタ**  
代表取締役社長 脇田 貞二

## 第63回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://wakita.co.jp/ir/soukai.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「ワキタ」または「コード」に当社証券コード「8125」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2023年5月24日（水曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年5月25日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
2 場 所	大阪市西区江戸堀一丁目3番20号 当社本社 9階会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違のないようご来場ください。

3 目的事項

- 報告事項** (1) 第63期 (2022年3月1日から2023年2月28日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第63期 (2022年3月1日から2023年2月28日まで) 計算書類報告の件

**決議事項**

**<会社提案 (第1号議案から第3号議案まで) >**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

**<株主提案 (第4号議案から第10号議案まで) >**

- 第4号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件
- 第5号議案 剰余金を処分する件
- 第6号議案 政策保有株式に係る定款変更の件
- 第7号議案 取締役会の議長に係る定款変更の件
- 第8号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件
- 第9号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件
- 第10号議案 PBR1倍以上を目指す計画の策定及び開示に係る定款変更の件

以上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
  - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面は、監査報告書を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使方法についてのご案内

### 1 事前に議決権をご行使いただく場合

#### インターネット等による 議決権行使



4ページをご参照いただき、手順にしたがって、下記の行使期限までに議決権をご行使ください。

議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく簡便に議決権を行使できる「スマート行使」を導入しておりますので、ご活用ください。

行使期限

2023年5月24日（水曜日）  
営業時間終了時（午後5時30分）

#### 書面による議決権行使



5ページをご参照いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年5月24日（水曜日）  
営業時間終了時（午後5時30分）

※インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

### 2 当日ご出席いただく場合

#### 株主総会に ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

開催日時

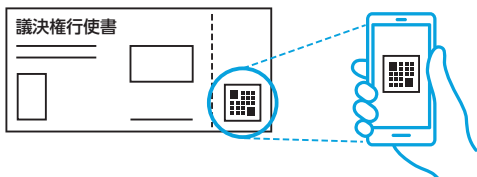
2023年5月25日（木曜日）午前10時00分  
午前9時受付開始

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

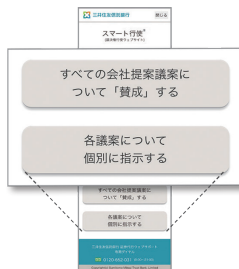
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**注意** 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

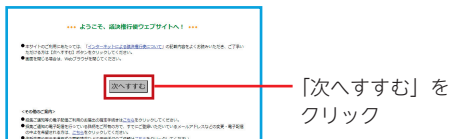
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」にてログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



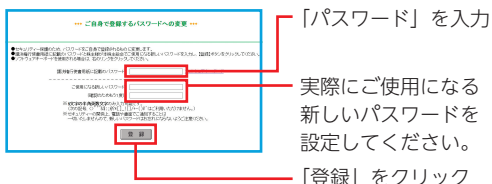
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

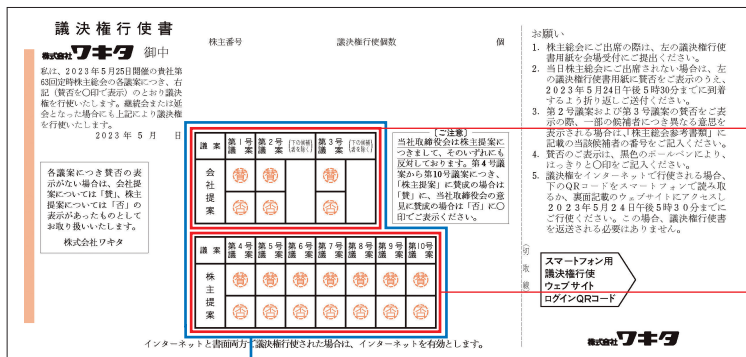
☎0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

# 書面による議決権行使のご案内

## 記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

## 記入例

会社提案・取締役会の意見に  
ご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案 (下の候補者を除く)
会社提案	賛	賛	賛
	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に  
反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案 (下の候補者を除く)
会社提案	賛	賛	賛
	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただき議案です。

第4号議案から第10号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は14ページ以降をご参照ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、前期に比べ5円増配し1株につき38円の普通配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金38円 総額1,909,458,428円
3 剰余金の配当が効力を生ずる日	2023年5月26日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は任期満了となるところ、機動的な意思決定の観点から2名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(年齢)	候補者属性	現在の当社における地位	取締役在任年数	出席状況 (第63期 取締役会)
1	脇田 貞二 (満66歳)	再任	代表取締役社長	31年	100% (16回/16回)
2	小田 俊夫 (満72歳)	再任	専務取締役	15年	100% (16回/16回)
3	清水 一弘 (満66歳)	再任	専務取締役	7年	100% (16回/16回)
4	石川 恵次 (満64歳)	再任	取締役	4年	88% (14回/16回)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。



# 1 わき た てい じ 脇田 貞二 1957年2月10日生（満66歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 31年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 100%（16回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 1,080,600株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1992年4月 当社入社</p> <p>1992年5月 当社取締役社長室長</p> <p>1998年5月 当社常務取締役 社長室担当</p> <p>2000年8月 当社常務取締役営業本部副本部長</p> <p>2002年5月 当社専務取締役営業本部副本部長</p> <p>2004年5月 当社代表取締役社長</p> <p>2016年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）</p>
--	--

**【選任理由】**

脇田貞二氏は、当社の代表取締役社長として当社グループ全体を牽引してきた実績を有しており、経営全般における豊富な経験、高い見識は、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

# 2 お だ とし お 小田 俊夫 1951年4月3日生（満72歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 15年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 100%（16回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 5,000株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1976年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2005年2月 当社入社</p> <p>2006年5月 当社執行役員総務部長</p> <p>2008年5月 当社取締役総務部長</p> <p>2014年5月 当社取締役常務執行役員管理本部副本部長兼総務部長</p> <p>2016年5月 当社常務取締役管理本部副本部長</p> <p>2021年5月 当社専務取締役管理本部長（現任）</p>
--	--

**【選任理由】**

小田俊夫氏は、当社の管理部門の構築に長年貢献してきており、経営全般における見識と能力は、当社グループにおける経営管理の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 3 しみず かずひろ 清水 一弘 1956年6月30日生（満66歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 7年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 100%（16回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 26,800株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1979年4月 当社入社</p> <p>2007年3月 千葉リース工業株式会社代表取締役社長</p> <p>2011年5月 当社執行役員東京中央支店長</p> <p>2016年5月 当社取締役建機賃貸部門副責任役員</p> <p>2018年5月 当社常務取締役建機事業部門副責任役員</p> <p>2019年5月 当社常務取締役営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員</p> <p>2021年5月 当社専務取締役営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員兼国際営業部担当（現任）</p> <p>2023年2月 大喜産業株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 大喜産業株式会社取締役</p>
--	---

### 【選任理由】

清水一弘氏は、当社の建機事業部門に長年従事し、豊富な経験、実績及び専門分野における高い見識を有しており、当社グループの経営に関する重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 4 いしかわ けいじ 石川 恵次 1959年1月14日生（満64歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 4年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 88%（14回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 5,500株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1984年4月 当社入社</p> <p>2018年5月 当社執行役員システム営業部長</p> <p>2019年5月 当社取締役システム事業部長</p> <p>2022年9月 当社取締役システム事業部長兼フロンティア事業部長（現任） サンネットワークリブ株式会社取締役（現任）</p> <p>2023年3月 株式会社ニチケアネット（現 株式会社ワキタケアネット）取締役（現任）</p> <p>2023年4月 当社取締役商事事業部門統括責任役員（現任） （重要な兼職の状況） サンネットワークリブ株式会社取締役 株式会社ワキタケアネット取締役</p>
--	---

### 【選任理由】

石川恵次氏は、当社の旧 映音事業部（現 システム事業部）に長年従事し、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループ商事事業部門における今後の展開に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役内田肇一氏、蔵口康裕氏、石倉弘勝氏及び石田法子氏の4名は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(年齢)	候補者属性	現在の当社における地位	取締役(監査等委員)在任年数	出席状況(第63期)
1	鷲尾 祥一 (満66歳)	新任	取締役	—	取締役会 100% (16回/16回)
2	蔵口 康裕 (満72歳)	再任 社外 独立	社外取締役(監査等委員)	6年	取締役会 100% (16回/16回) 監査等委員会 100% (14回/14回)
3	石田 法子 (満74歳)	再任 社外 独立	社外取締役(監査等委員)	4年	取締役会 100% (16回/16回) 監査等委員会 100% (14回/14回)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鷲尾祥一氏が当社の監査等委員でない取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって7年となります。また、同氏に関する取締役会への出席状況は、監査等委員でない取締役としての第63期における実績を記載しております。
3. 当社は、鷲尾祥一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約(責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とするもの)を締結する予定であります。
4. 当社は、蔵口康裕氏及び石田法子氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約(責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とするもの)を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 蔵口康裕氏は、社外取締役候補者であり、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
6. 石田法子氏は、社外取締役候補者であり、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、蔵口康裕氏及び石田法子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

# 1 わし お しょういち 鷺尾 祥一 1957年4月12日生（満66歳）

新任

<p>■ 監査等委員である取締役 在任年数</p> <p>—</p> <p>■ 取締役会への出席状況</p> <p>100%（16回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数</p> <p>5,000株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1980年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2011年4月 当社入社</p> <p>2011年5月 当社執行役員法務審査室室長</p> <p>2016年5月 当社取締役法務審査室室長（現任）</p>
--	--

**【選任理由】**

鷺尾祥一氏は、当社の法務審査室に従事し、当社グループが展開する各事業分野での信用リスクについての高い見識と判断能力を有し、業務に精通しております。これらの経験と実績から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

# 2 くら ぐち やす ひろ 蔵口 康裕 1950年8月25日生（満72歳）

再任 社外 独立

<p>■ 社外取締役在任年数</p> <p>6年</p> <p>■ 取締役会への出席状況</p> <p>100%（16回／16回）</p> <p>■ 監査等委員会への出席状況</p> <p>100%（14回／14回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数</p> <p>0株</p>	<p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1973年4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>1976年3月 公認会計士登録</p> <p>2005年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長</p> <p>2007年7月 日本公認会計士協会常務理事</p> <p>2013年7月 蔵口公認会計士事務所代表（現任）</p> <p>2016年5月 当社社外監査役</p> <p>2016年6月 日本電通株式会社社外取締役（監査等委員）</p> <p>2017年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2021年9月 株式会社カスタメディア監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>蔵口公認会計士事務所代表</p> <p>株式会社カスタメディア監査役</p>
---	--

**【選任理由及び期待される役割の概要】**

蔵口康裕氏は、公認会計士としての専門的な知識や豊富な経験を有していることから、企業会計分野において有用な助言が期待でき、業務執行から独立した客観的な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

# 3 いしだ のりこ 石田 法子 1948年8月30日生（満74歳）

再任 社外 独立

■ 社外取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4年	1976年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
■ 取締役会への出席状況	1981年4月 石田法律事務所（現 ライオン橋法律事務所）代表（現任）
100%（16回／16回）	2001年4月 大阪弁護士会副会長
■ 監査等委員会への出席状況	2014年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
100%（14回／14回）	2018年4月 学校法人永守学園理事（現任）
■ 所有する当社の株式の数	2019年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
0株	（重要な兼職の状況）
	ライオン橋法律事務所代表
	学校法人永守学園理事

## 【選任理由及び期待される役割の概要】

石田法子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、法務分野での有用な助言が期待でき、業務執行から独立した客観的な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

## 【参考】 スキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、各取締役の主な専門性とバックグラウンド及び期待する知見・経験は、以下のとおりであります。

	主な専門性とバックグラウンド（取締役に期待する知見・経験）					
	1	2	3	4	5	6
	企業経営	業界知見	財務・会計・ファイナンス	人事・人材開発	法務・コンプライアンス	ダイバーシティ
脇田 貞二	●	●	●	●		
小田 俊夫			●	●	●	
清水 一弘		●				
石川 恵次		●				
鷺尾 祥一					●	
蔵口 康裕			●			
石田 法子					●	●
青木 克彦	●		●			

以 上

## <株主提案（第4号議案から第10号議案まで）>

第4号議案から第10号議案は、株主（2名）からのご提案によるものであります。

なお、提案の内容、議題、議案の要領及び提案の理由は、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま記載しております。また、第4号議案の「1. 議案の要領」の「〔社外取締役候補者とした理由〕」の「〔注〕3.」は、提案株主から通知されたものを原文のまま掲載をしたものであり、当社として決定したものではありません。

### 提案の内容

以下の3から7までの議案（以下「本議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、本議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/8125-WAKITA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（当社注）「以下の3から7までの議案」とは、第6号議案から第10号議案を指しております。

## 第4号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

### 1. 議案の要領

取締役1名（候補者：丸木強）を社外取締役として選任する。

〔氏名（生年月日）〕

丸木 強 まるき つよし（1959年7月23日生）

〔略歴〕

1982年4月 野村證券株式会社 入社

1999年8月 株式会社M&Aコンサルティング 取締役副社長

2006年5月 株式会社MACアセットマネジメント 代表取締役

2010年2月 株式会社TNPストラテジックキャピタル 代表取締役

2012年9月 株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役

〔所有する当社の株式数〕

0株

〔社外取締役候補者とした理由〕

提案株主は、当社の大株主として、資本コストを踏まえた経営により当社の株主価値が向上することを切望しており、当社の株価が長期にわたってPBR 1倍を下回った状態で放置されていることに対して問題意識を抱えています。そこで、候補者が、野村証券株式会社での業務を通じて得た資本市場に対する知見と、その後から現在までの投資運用業者の経営者及び運用担当者としての経験から、当社の株主価値の向上に貢献できることを確信し、新たに候補者いたしました。

(注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者が代表を務める株式会社ストラテジックキャピタルは、本年2月末日現在で当社株式を100株保有するとともに、同日現在当社株式を416万1000株保有するINTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UPとの間で投資一任契約を締結しています。なお、株式会社ストラテジックキャピタル及び同社が運営する上記ファンドは、当社の主要株主には該当しません。
3. 候補者の選任をご承認いただいた場合、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として当社により届出がなされる予定です。

## 2. 提案の理由

当社の株価は2010年以降、PBR 1倍を下回って推移し、2023年3月20日現在の株価はPBR約0.6倍である。その大きな要因は、資本コスト未満のリターンしか得られない賃貸等不動産への投資と考えられる。

2022年2月期末現在、当社保有の賃貸等不動産の時価は585億円に上ることから、例えば、これを不動産投資信託（以下「リート」という。）へ適正な価格で譲渡し、当社又は当社子会社がリートの運用会社となれば資本効率性は大幅に改善する。しかし、当社の取締役会は、長期間にわたり抜本的な株主価値向上のための取り組みを怠り、低迷する株価を放置してきた。

そこで、リートの活用等の株主価値向上策を取締役に提案し、議論をさせる役割を期待し、候補者の選任を提案する。



## 【第4号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第4号議案に反対いたします。

### ○取締役会の意見

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。

取締役候補者の選定については、指名・報酬委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

本提案における取締役候補者を選任することについては、指名・報酬委員会でも検討をいたしました。以下の理由から、当該候補者を取締役として選任する必要はない旨の結論に至りました。当社取締役会も同様の見解であり、当社が提案する取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役から構成される取締役会が最適な構成と考えております。

### ○理由

当社が本定時株主総会に提案する取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者4名はいずれも当社事業に精通し、それぞれ企業経営、業界知見、財務、人事、法務等の知識・経験を持ち、専門性を有しております。更に、本定時株主総会に提案する取締役選任議案が承認可決されれば、当社の取締役総数は8名となり、うち監査等委員である取締役は4名となると、当該4名のうち3名は独立社外取締役であり、その数が取締役総数に占める割合は3分の1以上となっております。

当社取締役会は、こうした当社が提案する取締役から構成される取締役会が、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながると考えております。

一方、提案理由である不動産投資信託（リート）の活用は、当社が現に営む不動産賃貸業から撤退し不動産管理業に業態変更することを意味するものですが、昨年公表した「2025中期経営計画」においても、不動産賃貸業を含む不動産事業は安定収益事業として重要な事業のひとつと位置づけており、不動産賃貸業の継続は当社の今後の安定的な株主還元資するものであると考えております。

## 第5号議案 剰余金を処分する件

### 1. 議案の要領

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

71円から、第63回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額又は当社定款34条に基づいて第63回定時株主総会の開催日までに2023年2月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

第63期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が71円と異なる場合は冒頭の71円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、当社の第63回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第63回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第63回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### 2. 提案の理由

本件は、当期純利益全てを配当金とすることを企図した提案である。

当社の自己資本比率は2022年2月末現在で、約68%と非常に高い数値である。また、当社は現金類似資産を異常なほど高水準で保有している。

当社は、総還元性向100%を株主還元の方針としているが、当社の時価総額は2023年2月末時点で約600億円程度であることに加え、創業者一族と取引先である法人株主等で構成される安定株主の比率が50%を超えているものと推測され、市場からの自己株式取得はさらなる流動性の低下に繋がるのが懸念される。そのため、総還元性向ではなく、配当性向100%を株主還元の方針として定めるべきである。

なお、当社が自己資本や現金類似資産を過剰に積み上げていることに鑑みると、自己株式の取得自体は望ましいものの、その方法としては、流動性の低下を可及的に防ぐために、当社株式を政策保有する株主から取得することが望ましい。

## 【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第5号議案に反対いたします。

### ○取締役会の意見

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、株主還元を一層強化するために、2022年4月8日公表の『「2025中期経営計画」(2023年2月期～2025年2月期)策定のお知らせ』の「成長投資と株主還元の両立」に記載の通り、当社は、2023年2月期から2025年2月期までの3年間、每期、配当と自己株式取得を加えた総還元性向を100%とする方針を定めております。

### ○理由

中期経営計画の初年度である2023年2月期は、2023年4月7日の「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表しました通り、当社普通株式1株につき金38円の配当を実施することを、2023年5月25日開催予定の第63回定時株主総会に会社提案として上程する予定であり、当該配当に係る議案が承認可決されれば、自己株式取得と合わせた総還元性向100%が達成されます。

本提案は、2023年2月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものですが、このような配当を行わなくとも、上記の各方針に基づく配当及び自己株式取得によって、株主の皆様に対する十分な還元を実現し、もって当社株式価値の向上を図ることは可能と考えております。

## 第6号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第7章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

#### 第37条

- (1) 当社は、取締役会で、当社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。
- (2) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。
- (3) 当社は、(1)の取締役会での検証結果及び(2)の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

### 2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード（以下「CGC」という。）の原則1-4は、個別の政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に検証し、検証内容を開示することを求めている。

当社は2022年2月末現在、約31億円の政策保有株式を保有するが、CGC原則1-4をコンプライするとしつつも、具体的な精査・検証の開示は無い。

一方、当社が保有する政策保有株式のほぼ全ての発行会社はCGC補充原則1-4-1をコンプライしている上、提案株主は、それらの発行会社のうち複数社から、株式保有と取引の関係性を否定する回答を受領した。

そこで、上記のCGC原則1-4に定める具体的な精査・検証の開示に加え、保有目的が実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝え、発行会社からの回答も併せて開示すべきである。

## 【第6号議案に対する取締役会の意見】

### 当社取締役会としては、第6号議案に反対いたします。

#### ○取締役会の意見

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載の通り、取引関係の維持・拡大や新たな事業機会創出につながると判断される場合に限り、政策的に株式を保有することがあり、個社別の株数及び貸借対照表上の計上額につきましては、有価証券報告書で開示しております。

なお、本提案においては、「取締役会で、当社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。」との条文を当社定款に新設することが提案されているところ、当社においては、年1回、政策保有株式に関し、コストとの見合いで経済合理性が認められるか、保有する意義があるか等について検証を行い、取締役会の場で審議し、対応方針が決定されており、こうした検証等の事実を踏まえすと、本提案のような手続を定款に定める必要性に乏しいものと考えております。

#### ○理由

当社取締役会といたしましては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

本提案では、「当社が保有する政策保有株式の保有目的である『取引関係の維持・強化』が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。」こと、また、「発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。」ことを定款の規定とすることを求めています。そもそも、株式売却の希望の有無にかかわらず売却希望の意向を発行会社に伝えること自体が不適切であると考えております。

## 第7号議案 取締役会の議長に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款の第22条を以下のとおり変更する。

#### 現行定款

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 変更案

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。  
2. 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた社外取締役がこれに当たる。当該社外取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の社外取締役が議長となる。社外取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

### 2. 提案の理由

CGCの原則4-3は、取締役会に対し、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たすことを求めている。

この点、当社においては実質的に筆頭株主である創業家の脇田貞二氏が代表取締役社長及び取締役会議長を兼ねており、取締役会の監督機能には疑問を持たざるを得ない。

当社の株価はPBR 1倍を大きく下回って推移しており、取締役会は、経営陣が株主価値の向上に資する業務執行を行っているか否かを監督する機能を強化すべきである。そのために、取締役会議長は、業務執行者ではなく社外取締役が務め、コーポレートガバナンスをさらに改善するべきである。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第7号議案に反対いたします。

○取締役会の意見

当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、他の取締役や、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えており、監督機能は十分機能しているものと認識しております。

○理由

取締役会の議長と最高経営責任者との分離に関する議論があることは当社においても認識しておりますが、当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えており、このような体制のもと、取締役会前日までに重要議題について予め社外取締役にも説明の機会を設け、また、議案の審議に十分な時間を確保しております。

実際にも、当社の取締役会では、社外取締役による適切な助言・提言を含め活発な議論が行われ、そのような議論を尽くした上で最適な決定を行っており、また、取締役会の実効性評価においても、監督機関としての取締役会の役割・責務は十分に果たされているものと認められています。このように、当社の取締役会については、上記の体制のもと、取締役会による監督機能が十分機能しているものと認識しております。

## 第8号議案

# 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第8章 役員報酬の開示

(代表権を有する取締役の個別報酬開示)

第38条 当社は、代表権を有する取締役に対して前事業年度に報酬として支給した金額（非金銭報酬を含む。）を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

### 2. 提案の理由

当社の株価はPBR 1倍を大きく下回っているが、当社の経営陣は株主価値の向上が期待できる抜本的な施策を実施できていない。提案株主は、代表取締役社長が当社の株価水準が低迷する中で過大な報酬を得ていることによって、株主価値の向上に向けたインセンティブが欠如し、その結果株価の低迷が引き起こされているとの懸念を抱いており、その懸念の払しょくを目的として個別報酬の開示を求めるものである。

当社は、任意の指名・報酬委員会が設置されているものの、最終的な取締役の個別報酬の決定は代表取締役社長に委任されており、代表取締役社長に対する個別報酬の監督機能が十分に働いていない可能性が考えられる。従って、当社は、代表取締役社長の報酬を個別に開示することで、代表取締役社長の報酬が適正なものであることを示すべきである。



## 【第8号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第8号議案に反対いたします。

### ○取締役会の意見

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。本提案においては、「最終的な取締役の個別報酬の決定は代表取締役社長に委任されて」と記載されておりますが、2022年4月22日開催の取締役会で決定された、「取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針」のもとでは、取締役の個人別報酬等は、代表取締役に関する報酬等を含め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で取締役会において決定することとされております。

### ○理由

取締役の報酬等の開示につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令に則り、役員区分ごとの報酬等の総額及び支給人数について適正に開示しており、当社取締役会としては、株主の皆様による確認のために十分な開示を行っているものと認識しております。なお、当社役員には、個人別の連結報酬等の総額が1億円以上となる者がいないため、法令に則り、有価証券報告書において個人別の報酬額を開示しておりません。

当社取締役会としては、代表取締役を含む当社役員の報酬額の決定の手続及び開示の方法ともに適切なものであり、本提案に係る定款変更を行う必要はないと考えております。

## 第9号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第9章 資本コストの開示

##### (資本コストの開示)

第39条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書の提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

### 2. 提案の理由

CGCの原則5-2は、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている。また、東京証券取引所は、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」にて、自社の資本コストや株価への意識改革及びリテラシー向上を経営陣に促し、改善に向けた取組を促進する方針を示している。

しかしながら、当社は、2020年6月1日付のコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、当社のROEが株主資本コストを下回っていることを自認しているにもかかわらず、この株主資本コストについては開示していない。さらに、2021年6月1日以降に開示したCG報告書においては、資本コストに関する記載そのものが削除されており、2022年5月30日付の最新のCG報告書においても同様である。

当社は株主資本コストと加重平均資本コスト正しく把握し、それを開示したうえで株主との対話や経営計画の策定を行うべきである。

## 【第9号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第9号議案に反対いたします。

### ○取締役会の意見

提案の理由で挙げられているコーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」とするものであり、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における加重平均資本コスト及びその算定根拠の数値自体の開示を求めているものではありません。

なお、東京証券取引所による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の要請を踏まえ、資本収益性や市場評価の改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組み、その進捗状況等の開示については、今後検討してまいります。

### ○理由

当社取締役会といたしましては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

また、コーポレートガバナンス・コードとの関係においては、資本コストの数値の開示自体が重要なのではなく、資本コストの把握を通じた収益計画等の構築が重要であると認識しております。

当社は、2022年4月8日に公表した「2025中期経営計画」及び2023年4月7日に公表した2024年2月期の通期業績見通しの策定に当たっては、資本コストを的確に把握した上で、一部の経営指標のみを偏重することなく様々な経営指標を総合的に考慮し、適切な経営指標の設定を行っております。

第10号議案

## PBR 1 倍以上を目指す計画の策定及び開示に係る 定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第10章 経営計画

(経営計画)

第40条 当社は、当社の前事業年度中の東京証券取引所における最終取引日時点のPBR（当社の普通株式の株価を当社の1株当たり連結純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）で除して算定した数値をいう。）が1倍未満である場合、PBRが1倍以上となるために合理的に必要と考えられる経営計画を策定し、当事業年度の第2四半期決算発表日までに東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムを通じて公表する。

### 2. 提案の理由

東京証券取引所は、上記「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」にて、継続的にPBRが1倍を割れている企業に対しては、自社の資本コストや資本収益性の改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを強く要請するなど特に踏み込んだ対応を行うと公表しており、これらの要請等の実施時期は2023年春とされている。

更に、年1回以上進捗状況に関する分析を行い、開示をアップデートすることも求められる予定であり、PBR 1倍を割っている当社においてもこれらへの早急な対応が必要となる。

当社のPBRは、2010年以降一度も1倍を上回る事無く推移している。長期にわたる株価の低迷から抜け出すには、抜本的な経営改革や資本政策の変更が必要であることは明確であり、そのために、上記の東京証券取引所の要請に対応した具体的な計画を策定し公表していただきたい。

【第10号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第10号議案に反対いたします。

○取締役会の意見

なお、東京証券取引所による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の要請を踏まえ、資本コストや資本収益性を的確に把握してまいります。また、取締役会で十分に現状を分析・評価し、方針や目標等を検討の上、できる限り速やかに開示を行う予定です。

○理由

当社取締役会といたしましては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

当社は、昨年公表の「2025中期経営計画」において、安定から成長へと舵を切り、株主価値の向上に努めてまいりました。また「成長投資と株主還元の両立」を目指し、2023年2月期から3年間、每期、配当と自己株式取得を加えた総還元性向を100%とする方針を定めており、2023年2月期は当該方針を達成できる見込みです。

2024年2月期も引き続き「2025中期経営計画」に基づき「成長投資と株主還元の両立」を推し進め、株主価値向上に取り組んでまいります。

また、当社の成長性について十分なご理解をいただけるよう、投資家向け説明会や決算説明資料等もより充実させるとともに、当社の成長戦略に関する取組み状況について積極的に開示を行ってまいります。

以 上

# 事業報告 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による行動制限の緩和により、社会経済活動の正常化が進展したものの、急速な為替相場の変動やウクライナ情勢の長期化の影響による資源価格やエネルギー価格の高騰等、景気の先行きについては予断を許さない状況が続きました。

当社グループを取り巻く環境は、中核事業である建機事業においては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資についても持ち直しの動きが見られるものの、資材価格やエネルギー価格の高騰、土木建設の担い手不足等の影響により、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは2022年4月に2025年2月期を最終年度とする「2025 中期経営計画」を策定し、安定から成長へ目標を定め、3つの主要な事業で成長シナリオ創出のための施策を通じ、持続的発展と企業価値の向上に努めてまいりました。

主力事業である建機事業につきましては、販売部門は取引先の購買意欲が回復傾向にあり売上高・利益面とも伸長いたしました。賃貸部門は公共・民間事業ともにレンタル需要が引き続き堅調に推移したことにより売上は伸長したものの、期初よりレンタル資産の高水準投資を積極的に推し進め、売上原価が増加したこと、また、建設コスト上昇に伴う価格競争激化の影響を受けて、利益は減少いたしました。

その結果、建機事業の売上高は690億49百万円（前期比8.7%増）、セグメント利益は37億94百万円（前期比3.5%減）となりました。

次に商事事業につきましては、販売部門は前期まで実績のありました遊技設備等の新規販売を終了したこと及びカラオケ部門の収益認識に関する会計基準の適用により売上は減少いたしました。カラオケ事業環境の復調と新たな市場開拓により利益は増加いたしました。賃貸部門は介護事業を行う連結子会社サンネットワークリブ株式会社の売上は伸びたものの、営業拠点の整備やレンタル商品の積極的な先行投資による売上原価の増加のため、利益は減少いたしました。

その結果、商事事業の売上高は40億3百万円（前期比34.6%減）、セグメント利益は3億85百万円（前期比7.2%増）となりました。

次に不動産事業につきましては、賃貸部門において保有している商業ビルやマンション等の稼働率は堅調に推移し、ホテル事業の稼働状況にも回復がみられました。また、販売部門は第2四半期に収益物件の売却があったことも利益を積み上げし、増収増益となりました。

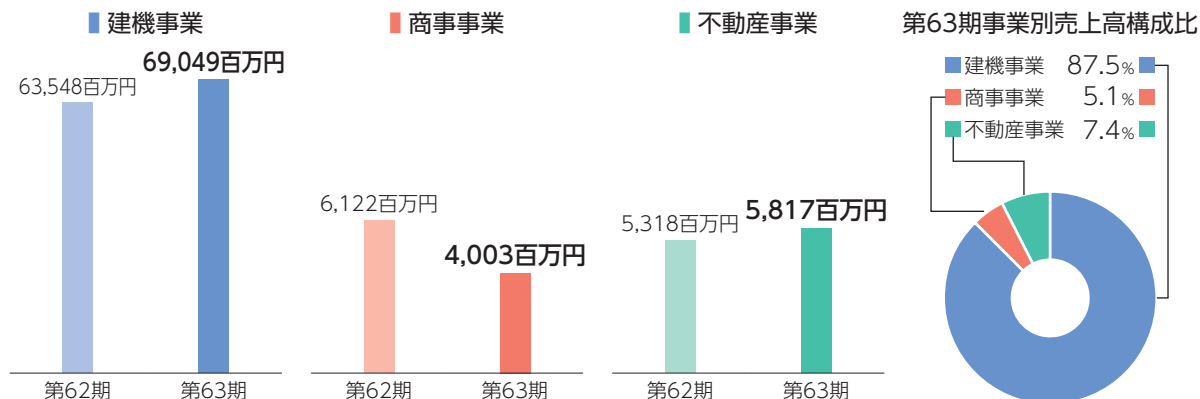
その結果、不動産事業の売上高は58億17百万円（前期比9.4%増）、セグメント利益は15億85百万円（前期比30.4%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は788億70百万円（前期比5.2%増）、利益面につきましては、将来を見据えたレンタル資産の高水準投資及び人材戦略推進における人員確保等により、販管費は増加したものの、営業利益は57億65百万円（前期比4.7%増）、経常利益は58億80百万円（前期比3.9%増）、そして親会社株主に帰属する当期純利益については39億1百万円（前期比9.2%増）となりました。

事業別売上高

	第62期 (前連結会計年度) (2022年2月期)		第63期 (当連結会計年度) (2023年2月期)		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
建機事業	63,548百万円	84.7%	69,049百万円	87.5%	108.7%
商事事業	6,122百万円	8.2%	4,003百万円	5.1%	65.4%
不動産事業	5,318百万円	7.1%	5,817百万円	7.4%	109.4%
合計	74,989百万円	100.0%	78,870百万円	100.0%	105.2%

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は142億93百万円となりました。

うち主なものは次のとおりであります。

建機事業における貸与資産の取得	58億72百万円
商事事業における賃貸不動産の取得	25億57百万円
不動産事業における賃貸不動産の取得	6億39百万円

## 3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な物価高と金融引き締めによる内需の下振れに加えて、ウクライナ情勢の長期化による資源価格やエネルギー価格の高騰等、景気の先行きについては予断を許さない状況が続くことが予想されております。

一方国内では、政府による行動制限緩和等の各種政策の効果により、社会経済活動の正常化が進展し、本格的な回復が期待されております。当社グループが主力としている建機業界においても、公共投資は引き続き底堅く推移し、民間設備投資についても持ち直しが期待されるものの、資材価格やエネルギー価格の高騰、土木建設の担い手不足等の影響により、業界を取り巻く環境は依然先行き不透明で予断を許さない状況が予想されます。

こうした中、当社グループでは、2025年2月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

中核事業である建機事業においては、災害の復旧・復興工事、公共インフラの老朽化対策、土木建設の担い手不足に対応するため、国内レンタルネットワークの拡充、ICT・技術提案、環境対応型を含むレンタル資産の高水準投資を更に行ってまいります。

チャレンジ事業である商事事業においては、介護事業を拡大すべく、介護機器レンタルの出店エリア拡充、介護人材や介護施設不足の解消に努めるための積極的な投資を行ってまいります。

また、安定収益事業である不動産事業においては、堅実な保有に努め保有資産のバリューアップを図ることで引き続き安定的な収益を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## 5. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

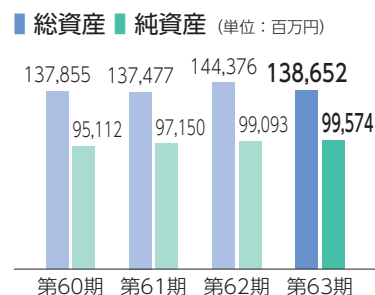
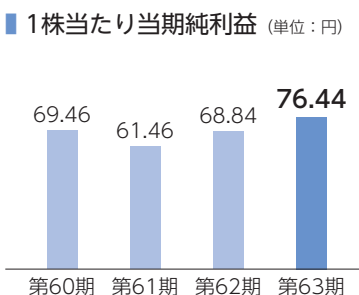
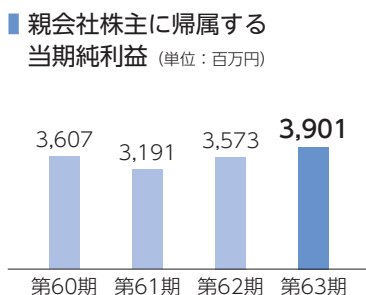
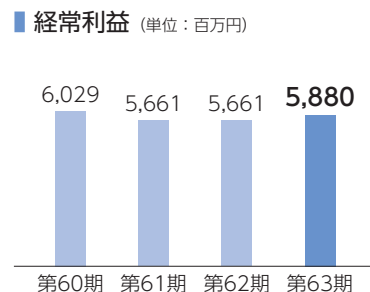
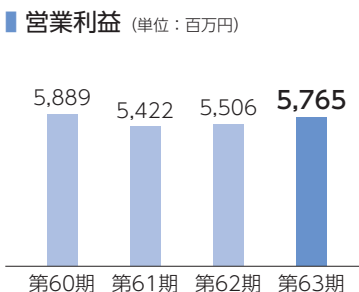
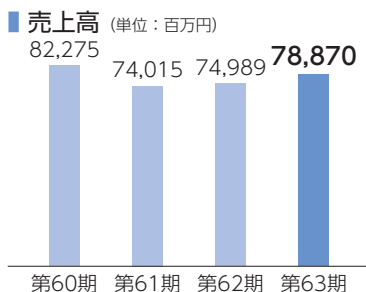
(単位：百万円)

区分	第60期 (2020年2月期)	第61期 (2021年2月期)	第62期 (2022年2月期)	第63期 (当連結会計年度 2023年2月期)
売上高	82,275	74,015	74,989	78,870
営業利益	5,889	5,422	5,506	5,765
経常利益	6,029	5,661	5,661	5,880
親会社株主に帰属する当期純利益	3,607	3,191	3,573	3,901
1株当たり当期純利益	69円46銭	61円46銭	68円84銭	76円44銭
総資産	137,855	137,477	144,376	138,652
純資産	95,112	97,150	99,093	99,574

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 第63期につきましては、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を期首から適用しており、第63期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。



(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

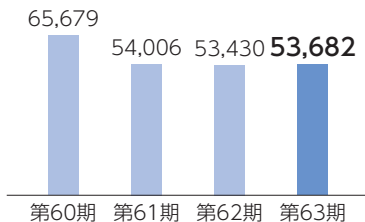
区分	第60期 (2020年2月期)	第61期 (2021年2月期)	第62期 (2022年2月期)	第63期 (当事業年度) (2023年2月期)
売上高	65,679	54,006	53,430	53,682
営業利益	5,448	4,511	4,529	4,761
経常利益	5,761	4,906	4,915	5,120
当期純利益	3,851	3,199	3,798	3,916
1株当たり当期純利益	74円16銭	61円60銭	73円16銭	76円71銭
総資産	126,702	125,778	131,564	126,074
純資産	93,599	95,451	97,683	97,914

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

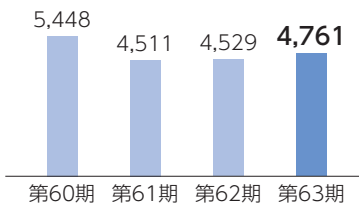
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 第63期につきましては、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を期首から適用しており、第63期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

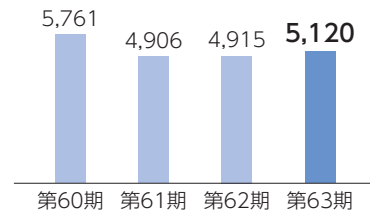
■ 売上高 (単位：百万円)



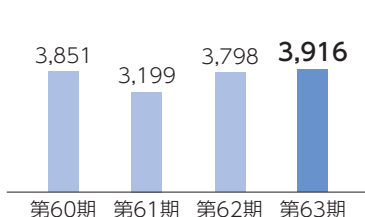
■ 営業利益 (単位：百万円)



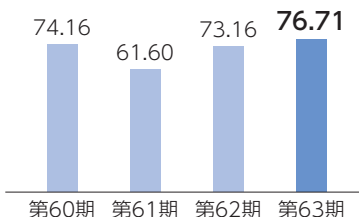
■ 経常利益 (単位：百万円)



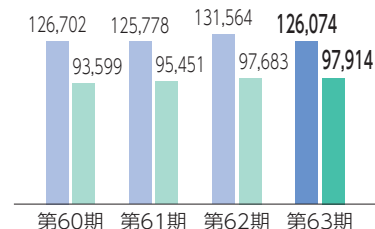
■ 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
千葉リース工業株式会社	50百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
八洲商会株式会社	30百万円	100%	荷役運搬機械の販売、賃貸及び輸出入
株式会社泉リース	10百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
東日興産株式会社	90百万円	80%	建設機械及び農業機械の部品販売
信陽機材リース販売株式会社	28百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
株式会社クリーン長野	20百万円	(注)1. 100%	屋外トイレユニット等の販売及び賃貸
サンネットワーククラブ株式会社	20百万円	100%	介護用品・介護機器の販売及び賃貸
株式会社泰成重機	5百万円	100%	オペレーター付きクレーンの揚重業
株式会社C S S 技術開発	90百万円	100%	工事測量業、測量機器の販売・賃貸
株式会社コルディア	86百万円	100%	不動産賃貸業
株式会社グランドアース九州	20百万円	(注)2. 90%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
株式会社ワキタ・ヤマケイ	10百万円	(注)3. 100%	土木・建設機械、自動車等の賃貸
大喜産業株式会社	10百万円	(注)4. 100%	土木・建設機械、自動車等の賃貸

(注) 1. 出資比率は間接所有を含めております。

2. 2023年1月に株式会社グランドアースが株式会社九州機械センターを消滅会社とする吸収合併を行い、商号変更して株式会社グランドアース九州となりました。

3. 2022年9月に株式会社ヤマケイ（現 株式会社ワキタ・ヤマケイ）の株式を取得し、連結子会社としております。

4. 2023年2月に大喜産業株式会社の株式を取得し、非連結子会社としております。

## 7. 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

- （建機事業） 土木・建設機械、荷役運搬機械等の販売及び賃貸を行っております。
- （商事事業） 映像・音響機器の販売、介護用品・介護機器の販売及び賃貸を行っております。
- （不動産事業） 不動産（商業用ビル、マンション等）の賃貸、分譲等の販売及びホテルの経営を行っております。

## 8. 主要な営業所及び工場（2023年2月28日現在）

### (1) 当 社

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	大阪市西区	仙台支店	仙台市宮城野区
大阪支店	大阪市西区	名古屋中央支店	名古屋市緑区
東京支店	東京都港区	広島支店	広島県安芸郡
福岡中央支店	福岡県大野城市	滋賀工場	滋賀県湖南市

### (2) 子 会 社

名 称	所在地
千葉リース工業株式会社	千葉県柏市
八洲商会株式会社	埼玉県加須市
株式会社泉リース	埼玉県所沢市
東日興産株式会社	東京都世田谷区
信陽機材リース販売株式会社	長野県上田市
株式会社クリーン長野	長野県上田市
サンネットワーククラブ株式会社	京都市伏見区
株式会社泰成重機	埼玉県川口市
株式会社C S S 技術開発	東京都多摩市
株式会社コルディア	大阪市西区
株式会社グランドアース九州	福岡県糟屋郡
株式会社ワキタ・ヤマケイ	横浜市金沢区
大喜産業株式会社	滋賀県守山市

## 9. 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

### (1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,257名	95名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (306名) は含まれておりません。

### (2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
550名	37名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (173名) は含まれておりません。

## 10. 主要な借入先及び借入額の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入金残高
横浜信用金庫	461百万円
株式会社三井住友銀行	430百万円
株式会社三菱UFJ銀行	430百万円

## 2 会社の株式に関する事項 (2023年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 149,959,000株
2. 発行済株式の総数 52,021,297株 (自己株式1,772,391株を含む)
3. 株 主 数 3,570名
4. 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,359	10.66
有限会社脇田興産	4,971	9.89
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	4,161	8.28
日本生命保険相互会社	2,061	4.10
株式会社三菱UFJ銀行	1,991	3.96
オリックス自動車株式会社	1,926	3.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,499	2.98
SMBC日興証券株式会社	1,222	2.43
日立建機株式会社	1,200	2.38
脇田 貞二	1,080	2.15

- (注) 1. 当社は、自己株式1,772,391株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当該自己株式は、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式を含めておりません。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第34条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式 1,753,400株
株式の取得価額の総額	1,999,944,200円
取得期間	2022年4月11日から2023年2月2日まで
取得方法	東京証券取引所の市場取引及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)

## 3 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の氏名等 (2023年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	砥石治雄	
代表取締役社長	脇田貞二	営業本部長
専務取締役	小田俊夫	管理本部長
専務取締役	清水一弘	営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員兼国際営業部担当、大喜産業株式会社取締役
取締役	鷲尾祥一	法務審査室室長
取締役	石川恵次	システム事業部長兼フロンティア事業部長、サンネットワークリブ株式会社取締役
取締役 (常勤監査等委員)	内田肇一	
取締役 (監査等委員)	蔵口康裕	蔵口公認会計士事務所代表、株式会社カスタメディア監査役
取締役 (監査等委員)	石倉弘勝	株式会社ジェイコムウエスト顧問
取締役 (監査等委員)	石田法子	ライオン橋法律事務所代表、学校法人永守学園理事
取締役 (監査等委員)	青木克彦	株式会社コーポレートディレクション顧問、A I G ジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役内田肇一氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議の出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
2. 取締役 (監査等委員) 蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 (監査等委員) 蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

せん。

- 取締役（監査等委員）蔵口康裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社は、取締役（監査等委員）内田肇一、蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の5氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 2. 取締役の報酬等の額

### (1) 当事業年度に係る報酬等の額

区分	取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)		取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬	6名	139百万円	5名 (4名)	33百万円 (23百万円)	11名	172百万円
業績連動報酬等 (賞与)	6名	72百万円	—	—	6名	72百万円
非金銭報酬等 (株式報酬)	6名	21百万円	—	—	6名	21百万円
計	6名	234百万円	5名 (4名)	33百万円 (23百万円)	11名	267百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。また、「(3) 非金銭報酬等の内容」に記載のとおり、当該金銭報酬とは別枠で、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において、約3年間の信託期間を対象として上限額150百万円の決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名です。
4. 上記報酬等の額には、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において決議いただいた株式報酬制度「役員向け株式交付信託」による当事業年度における役員株式報酬引当金の繰入額21百万円を含めております。



## (2) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### 1. 方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針を取締役会の決議に基づき定めております。

なお、当該方針については、指名・報酬委員会の答申を得ております。

### 2. 方針の内容の概要

当事業年度の末日における、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「業務執行取締役」という。）の報酬につきましては、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬としての賞与及び中長期的観点から企業価値の増大に貢献する意識を高めるための株式報酬により構成された報酬体系としております。また監査等委員である取締役の報酬につきましては、監督機能という職務に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、取締役の役位ごとの報酬水準の妥当性或客観性についての判断につきましては、各種役員報酬調査も参考に決定します。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、役位、職務、在任期間等に応じて、他社の水準、当社の業績や経営環境、従業員年収の最高水準、従業員に対する給与改定状況等を勘案しつつ、代表取締役が個人別支給案を策定して指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し決定します。

#### c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）につきましては、各事業年度の業績目標に対する達成意欲を持続させるための業績指標（KPI）を反映した、毎年1回一定の時期に支払われる金銭報酬とし、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA及びROEをその指標とし、評価ウエイトはそれぞれ25%とします。各事業年度における支給額はそれぞれの指標の達成率の加重平均により算出の上、役位別・達成率別の支給基本額を算出し、代表取締役は各業務執行取締役の個人別目標や課題に対する達成度合いを評価の上、支給基本額に120%から0%の幅で乗じた個人別支給案を指名・報酬委員会に諮問します。同委員会はその案に基づき査定の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し決定します。

非金銭報酬につきましては、株式交付信託を採用し、各業務執行取締役が株価変動リスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。この制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各業務執行取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が、信託を通じて各業務執行取締役に交付されるもので、株式の交付時期は原則退任の時期としております。なお、役位別のポイント数その他制度の詳細につきましては、取締役会で決議された株式交付規程に拠るものとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合につきましては、各種役員報酬調査から、当社と業容や時価総額、従業員数等が比較的近い上場会社等を参考にしながら決定しております。なお、賞与と株式報酬をそれぞれ短期インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬とした場合、固定報酬とインセンティブ報酬の構成比率の目安は概ね60対40となるよう設定し、上位役位ほどインセンティブ報酬の構成比が高くなるよう設定します。

e. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役の個人別報酬のうち基本報酬及び賞与につきましては、代表取締役が、各業務執行取締役の管掌事項に対する職責遂行状況や業績に対する貢献度等を査定の上、個人別支給案を策定し指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会は当該支給案について審議の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し個人別報酬を決定します。

3. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬（賞与）の業績指標は、直近連結会計年度における営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA及びROEを採用しております。営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びEBITDAは、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり株式市場の関心も高く、また、ROEは株主の皆様との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組み合わせることにより、取締役の単年度の成果を多角的に評価できると判断しております。

そして、当連結会計年度（第63期）における営業利益は57億65百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は39億1百万円、EBITDAは130億20百万円、ROEは4.0%であります。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬（賞与）に関しましては、代表取締役が策定する個人別支給案について指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含め審議のうえ取締役会に対する答申を行っているため、取締役会も基本的にその答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 非金銭報酬等の内容

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。当該制度は、約3年間の信託期間において、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与するポイント（なお、一事業年度におけるポイントの上限は50,000ポイントです。）の数に相当する数の株式が、信託を通じて各当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付されるものであり、株式の交付時期は原則退任の時期としております。また、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、基本報酬及び賞与とは別枠で、当社が拠出する金銭の上限額150百万円が設定されています。

なお、上記制度につきましては、2021年7月末日の信託期間満了に伴い、同年5月27日開催の取締役会の決定により、更に3年間の期間延長を行いました。

### 3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	発言状況及び期待される役割に 対して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	蔵口康裕	取締役会 16/16回 監査等委員会 14/14回 指名・報酬委員会 6/6回	取締役会及び監査等委員会では、公認会計士としての立場から財務及び会計に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	石倉弘勝	取締役会 16/16回 監査等委員会 14/14回 指名・報酬委員会 6/6回	取締役会及び監査等委員会では、他社において長年経営に携わった豊富な経験から助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	石田法子	取締役会 16/16回 監査等委員会 14/14回 指名・報酬委員会 6/6回	取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての立場から法律及び法務に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	青木克彦	取締役会 15/16回 監査等委員会 13/14回 指名・報酬委員会 6/6回	取締役会及び監査等委員会では、他社において長年経営に携わった豊富な経験から助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。

## 4 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

ひびき監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額で記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「デューデリジェンス業務」についての対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

### 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表 2023年2月28日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>50,467</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,848</b>
現金及び預金	20,210	支払手形及び買掛金	10,626
受取手形	7,739	短期借入金	920
売掛金	12,442	1年内返済予定の長期借入金	122
有価証券	3,713	リース債務	20
商品	5,305	未払法人税等	1,201
貯蔵品	150	賞与引当金	405
その他	975	その他	7,552
貸倒引当金	△69	<b>固定負債</b>	<b>18,229</b>
<b>固定資産</b>	<b>88,184</b>	長期借入金	543
<b>有形固定資産</b>	<b>75,716</b>	リース債務	22
貸与資産	12,457	繰延税金負債	814
賃貸不動産	42,678	再評価に係る繰延税金負債	435
建物及び構築物	6,604	役員株式報酬引当金	106
土地	11,079	役員退職慰労引当金	21
リース資産	38	退職給付に係る負債	283
その他	2,858	長期設備関係未払金	11,969
<b>無形固定資産</b>	<b>6,706</b>	その他	4,032
のれん	6,070	<b>負債合計</b>	<b>39,078</b>
その他	636	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,761</b>	<b>株主資本</b>	<b>99,386</b>
投資有価証券	2,991	資本金	13,821
退職給付に係る資産	787	資本剰余金	16,627
繰延税金資産	223	利益剰余金	71,092
その他	2,260	自己株式	△2,154
貸倒引当金	△503	その他の包括利益累計額	△676
<b>資産合計</b>	<b>138,652</b>	その他有価証券評価差額金	1,086
		繰延ヘッジ損益	185
		土地再評価差額金	△2,144
		退職給付に係る調整累計額	195
		<b>非支配株主持分</b>	<b>864</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>99,574</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>138,652</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2022年3月1日から2023年2月28日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		78,870
売上原価		57,374
売上総利益		21,495
販売費及び一般管理費		15,730
営業利益		5,765
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	136	
仕入割引	38	
為替差益	53	
投資事業組合運用益	31	
その他	81	347
営業外費用		
支払利息	144	
損害賠償金	61	
その他	26	231
経常利益		5,880
特別利益		
固定資産売却益	29	
投資有価証券売却益	410	440
特別損失		
固定資産除却損	8	
減損損失	25	
その他	1	35
税金等調整前当期純利益		6,285
法人税、住民税及び事業税	2,407	
法人税等調整額	△145	2,262
当期純利益		4,023
非支配株主に帰属する当期純利益		121
親会社株主に帰属する当期純利益		3,901

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 2023年2月28日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,350</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,788</b>
現金及び預金	16,047	支払手形	4,534
受取手形	5,596	買掛金	3,059
売掛金	9,104	未払金	651
有価証券	3,713	未払法人税等	838
商品	2,286	未払消費税等	237
貯蔵品	76	賞与引当金	250
その他	552	設備関係未払金	3,723
貸倒引当金	△26	その他	1,492
<b>固定資産</b>	<b>88,723</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,370</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>64,348</b>	繰延税金負債	258
貸与資産	7,786	再評価に係る繰延税金負債	435
賃貸不動産	41,921	退職給付引当金	0
建物	3,313	役員株式報酬引当金	106
構築物	974	長期設備関係未払金	8,684
土地	7,928	預り保証金	2,824
その他	2,425	その他	1,061
<b>無形固定資産</b>	<b>522</b>	<b>負債合計</b>	<b>28,159</b>
借地権	143	<b>純資産の部</b>	
その他	379	<b>株主資本</b>	<b>98,969</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,852</b>	資本金	13,821
投資有価証券	2,811	資本剰余金	16,627
関係会社株式	17,324	資本準備金	15,329
敷金及び保証金	713	その他資本剰余金	1,297
前払年金費用	505	<b>利益剰余金</b>	<b>70,675</b>
その他	2,926	利益準備金	1,182
貸倒引当金	△430	その他利益剰余金	69,492
<b>資産合計</b>	<b>126,074</b>	建物圧縮積立金	14
		土地圧縮積立金	68
		別途積立金	42,000
		繰越利益剰余金	27,410
		<b>自己株式</b>	<b>△2,154</b>
		評価・換算差額等	△1,055
		その他有価証券評価差額金	1,088
		土地再評価差額金	△2,144
		<b>純資産合計</b>	<b>97,914</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>126,074</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



損益計算書 2022年3月1日から2023年2月28日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		53,682
売上原価		40,511
売上総利益		13,170
販売費及び一般管理費		8,409
営業利益		4,761
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	180	
仕入割引	38	
為替差益	66	
その他	224	517
営業外費用		
支払利息	94	
損害賠償金	51	
その他	12	158
経常利益		5,120
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	410	411
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	25	27
税引前当期純利益		5,504
法人税、住民税及び事業税	1,640	
法人税等調整額	△52	1,588
当期純利益		3,916

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社ワキタ  
取締役会 御中

ひびぎ監査法人  
大阪事務所  
代表社員 公認会計士 洲 崎 篤 史  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 本 靖 士

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワキタの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社ワキタ  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲 崎 篤 史  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 宮 本 靖 士

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワキタの2022年3月1日から2023年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月14日

株式会社ワキタ 監査等委員会

常勤監査等委員	内 田 肇	一	㊟
監 査 等 委 員	蔵 口 康	裕	㊟
監 査 等 委 員	石 倉 弘	勝	㊟
監 査 等 委 員	石 田 法	子	㊟
監 査 等 委 員	青 木 克	彦	㊟

(注) 監査等委員 蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

開催  
日時

2023年5月25日(木曜日)  
午前10時 (午前9時開場)

開催  
場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号  
当社本社 9階会議室 ☎ 06(6449)1901(代表)



## 交通のご案内



地下鉄四ツ橋線 肥後橋駅 (5A出入口) すぐ  
地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 (10番出入口) 徒歩 約6分  
京阪電鉄中之島線 渡辺橋駅 (12番出入口) 徒歩 約5分

お願い 当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

